

○西南学院大学研究マネジメント委員会規程

2022年12月13日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、西南学院大学及び西南学院大学大学院における研究の水準及び質の向上を図るための各種事業の企画及び立案を行うことを目的として設置する西南学院大学研究マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織及び活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長（教育・研究担当）
 - (2) 学術研究所長
 - (3) 学部長
 - (4) 大学院学務部長
 - (5) 図書館長
 - (6) 大学事務長
 - (7) 学術支援部事務部長
 - (8) その他副学長（教育・研究担当）が必要と認めた者
- 2 委員会には、必要と認められた者を陪席させることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

- 2 欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、副学長（教育・研究担当）がこれに当たる。

(委員会の招集及び議長)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集して、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、互選によって議長を定める。
- 3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 方針の策定
- (2) 調査及び分析

- (3) 各種事業の企画及び立案
- (4) 研究活動の内部質保証推進のための諸活動
- (5) 研究機関における公的研究費の管理及び監査のガイドラインへの対応
- (6) 研究不正防止計画の策定
- (7) その他公的機関による研究に係る制度改正等への対応
(所管部署)

第7条 この規程に関する事務は、学術支援部学術研究所事務室の所管とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月4日から施行し、2023年4月1日から適用する。